

安全報告書 2024

1. はじめに

安全報告書の公表にあたって

当社は、2009年3月20日に延伸開業した「阪神なんば線」のうち西九条～大阪難波間の鉄道施設を保有する第三種鉄道事業者であり、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社と同区間の使用及び管理についての協定等を締結し、同社との連携を密にしながら、輸送の安全確保を最優先とした事業の運営を行っております。

同区間は大阪都心における東西軸の公共交通ネットワークの強化を図るとともに、近鉄線との相互直通運転により阪神・阪奈間の広域的な流動に対応するなど、地域発展に大きく寄与することが期待される路線として建設されました。

この報告書は鉄道事業法第19条の4項の規定に基づき、当社の輸送の安全にかかわる取り組み等について公表するものであります。

「阪神なんば線」の同区間は開業15年を経過しましたが、今後とも第二種鉄道事業者の同社との連携をより一層図りながら、第三種鉄道事業者として充実した安全管理体制を構築し、安全確保に最大限の努力をしてまいります。

2024年8月

西大阪高速鉄道株式会社
取締役社長 原田 大

2. 安全方針

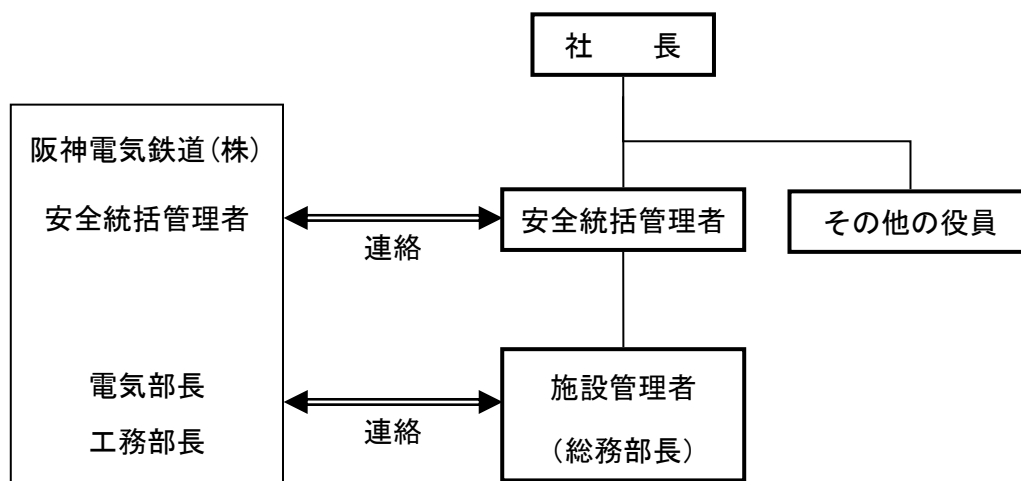
社長及びその他の役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めており、次の「安全方針」を掲げ、社員に周知・徹底しております。

- ① 安全確保の最優先が鉄道事業者の使命であることを深く認識し、社長・役員、社員一同、安全確保に最善の努力を尽くします。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程を遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③ 安全管理体制を適正に運用するとともに、継続的な改善を図ります。

3. 安全管理体制と方法

(1) 安全管理体制

鉄道事業における安全の確保に関する体制は、下記のとおりとし、社長をトップとして、各責任者の役割及び権限を明確にしております。



社 長：輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。

施 設 管 理 者：安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。

総 務 部 長：輸送の安全の確保に必要な要員、投資、財務に関する事項を統括する。

(2) 安全管理方法

当社は、西九条～大阪難波間の鉄道施設の保有主体であり、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社と鉄道施設の使用及び管理についての協定等を締結し、同社が列車の運行及び施設の保守管理を行っております。当該鉄道施設の保守管理につきましては同社が行い、当社はその実施状況等について報告を受け、適切な保守管理がなされているかを含めて安全性を確認するとともに、必要に応じて、同社に改善等を指示することとなっております。

昨年度の保守管理の実施状況等につきましては、2023年11月及び2024年4月の2回、同社から報告を受け、安全性を確認しております。

4. 訓練への参加

2024年度は、梅雨入りを間近に控えた5月に、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社が実施した「阪神なんば線九条～桜川地区水防訓練」に参加し、各駅の水防鉄扉、止水パネルの閉鎖・開放作業・点検等を確認しました。

また、2023年11月には、同社が尼崎車庫で実施した「鉄道非常事態対応総合訓練」に立ち会い、第二種鉄道事業者と共に、輸送の安全の確保について確認を行うことで、安全管理体制の適正な運用に努めております。



「九条～桜川地区水防訓練」 2024年5月31日（桜川駅にて）



「鉄道非常事態対応総合訓練」 2023年11月21日（尼崎車庫にて）

5. 安全に関する状況

2023年度における当社施設の保守管理等において、第三種鉄道事業者として報告すべき不具合・事故の発生等はありません。

6. 内部監査

当社安全管理体制が適切かつ有効に機能していることを確認するため、毎月1回開催する経営幹部の会議体である「常務会」を、安全マネジメントにおける内部監査に相当する位置付けとして運用しております。

7. 今後の安全確保の方針

列車の運行及び施設の保守管理については、第二種鉄道事業者である阪神電気鉄道株式会社が行っておりますが、当社におきましても安全管理体制の継続的改善を図り、第二種鉄道事業者や関係機関との連携を図りながら安全確保に努めてまいります。

以 上